

## パブリックコメント等の結果

# パブリックコメント等募集結果

## 有機農産物の日本農林規格の一部改正案

### 1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要

(1) 募集期間 H28. 10. 27～H28. 11. 25

(2) 受付件数 8件（個人2、企業6）

(3) 意見と考え方  
別紙のとおり

### 2. 事前意図公告等によるコメント

(1) 募集期間

事前意図公告 H28. 9. 29～H28. 11. 27

TBT通報 H28. 9. 22～H28. 11. 21

(2) 受付件数 1件

(3) コメント内容等

ア【質問】①きのこの菌床栽培における天然物質又は天然物質に由来する米ぬか及びふすま、②有害動植物の防除における次亜塩素酸水の使用は、なぜ認められるのか。

【回答】コーデックスガイドラインでは、環境・健康への悪影響がないことが明らかであること等の一定の要件を満たす資材については、やむを得ない場合に限り使用が認められている。これらの資材に関する規定はこの考え方に一致しているため、使用が認められる。

イ【質問】なぜ日本はきのこ類の生産において、人工照明の使用を禁止するのか。

【回答】当該改正案については、諸外国の運用を再度確認の上、更に検討することとしたい。

(別紙)

有機農産物の日本農林規格の改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

ご意見の概要	件数	ご意見に対する考え方
第4条 生産の方法についての基準（栽培場）		
第4条「栽培場」の「土壌において栽培される」という表現から、原木しいたけの栽培場では、発生直前まで除草剤等の使用が認められると読めるのではないか。	1	原木栽培を含め、土壌を用いずに栽培されるきのこ類については、栽培開始前の栽培場の土壌の管理を要件としない現在の取扱いを明確化しました。
第4条 生産の方法についての基準（栽培場における栽培管理の項）		
きのこの栽培場の床のコンクリート敷き等については、禁止なのかどうかを規格で確認できるようにしてほしい。	1	きのこ類を土壌を用いず栽培する場合、栽培場の床面がコンクリート等で覆われているかどうかにかかわらず、栽培方法が有機農産物の日本農林規格の基準に適合していれば、格付することができます。
原木栽培で発生する大量の廃ほだをゴミにしてしまうと、きのこ生産における自然循環に大きなマイナスになるため、第4条栽培場における栽培管理の項の（3）の規定（きのこ類を生産する過程で産出される廃ほだ、廃菌床等については、これらを堆肥、飼料等に再利用することにより自然循環機能の維持増進が図られていること）を削除すべきでない。	1	廃ほだ、廃菌床等を堆肥や飼料等への再利用を図ることによる自然循環機能の維持増進については、きのこ栽培において使用できる資材を規定している栽培管理の項とは直接関係がなく、有機農産物のJAS規格第2条の「有機農産物の生産の原則」に包含されているため、削除することとしています。
第4条 生産の方法についての基準（収穫、輸送、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の収穫以後の工程に係る管理）		
対人保健の観点から、改正案の第3項第1号で規定する有害動植物の防除目的で使用できる資材に、対人の医薬部外品を追加	1	対人の医薬部外品は使用禁止資材に該当しない場合でなければ使用できません。ただし、虫除け剤などを

してほしい。		対人保健の観点から人が使用することは有機JAS規格の範囲外です。
別表1 肥料及び土壌改良資材		
<p>改正案の別表1の「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」の欄の基準では、現在認められている有機溶剤による油の抽出ができなくなっている。</p> <p>当社は、当該工程を経た原料を利用し、有機JAS規格に適合する肥料を製造しており、規格改正後も従前同様、当該工程が認められるようにしてほしい。</p>	1	<p>ご意見を踏まえ、「食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材」の欄の基準において、「有機溶媒による油の抽出」を従前同様認めるよう改正案を修正します。</p>
<p>泥炭の使用条件を拡大したが、泥炭層を掘り起こし、泥炭を空気にさらすと、二酸化炭素を空气中に放出するので、泥炭の使用条件を緩和することで、二酸化炭素の放出量の増加に寄与しないか。</p> <p>環境への悪影響を考え、泥炭の使用条件の拡大は慎重にあるべき。</p>	2	<p>泥炭層の採掘による二酸化炭素放出については、農業機械の使用等による二酸化炭素放出と同様、環境に負荷を与えるものか評価するにあたり考慮すべき事項と考えません。</p>
別表2 農薬		
<p>サフラワー油と綿実油を調合した「調合油乳剤」を別表2に追加してほしい。</p> <p>有機農産物のJAS規格見直しは期間が長く、実際の現場に追いつかないのが実情なので、別表1、別表2の改正については迅速に対応してほしい。</p>	1	<p>植物油を調合した調合油乳剤については、①コーデックスガイドラインで使用が認められている「植物油」に該当すること、②認定事業者から要望があることから、別表2の農薬として追加することとします。</p> <p>なお、規格の見直しについては、農業生産における新技術の開発、国際規格の動向等を勘案し、適時に改正することが必要と考えています。</p>

\*その他の意見提出もありましたが、今回の改正案に直接関係のないものでしたのでご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

# パブリックコメント等募集結果

## 有機加工食品の日本農林規格の一部改正案

### 1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要

- (1) 募集期間      H28. 10. 27～H28. 11. 25
- (2) 受付件数      2件（個人2）
- (3) 意見と考え方  
別紙のとおり

### 2. 事前意図公告等によるコメント

- (1) 募集期間  
事前意図公告：H28. 9. 29～H28. 11. 27  
TBT通報：H28. 9. 22～H28. 11. 21
- (2) 受付件数      1件（EU）
- (3) コメント内容等
  - 【質問】添加物として追加する粉末セルロースについて、成分、用途はどのようなものか。
  - 【回答】それぞれ、パルプを分解して得られたセルロースを主成分とし、液体の発酵調味料など農産物の加工品を製造する際のろ過助剤として使用する。

(別紙)

有機加工食品の日本農林規格の改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

ご意見の概要	件数	ご意見に対する考え方
全般		
本改正に賛成である。	1	有機生産の取組の進展と有機製品の安定供給に資するよう、コーデックスガイドラインの範囲において、本改正を行っています。
別表1 添加物		
別表2の食品添加物のレシチンは、現在、植物レシチン、卵黄レシチン、分別レシチンのみが認められているが、コーデックスガイドラインで認められていること、認定事業者から要望があることから、ヒマワリレシチンを認めてほしい。	1	ヒマワリレシチンについては、①コーデックスガイドラインで使用が認められていること、②認定事業者から要望があることから、別表2の添加物のレシチンとして追加することとします。

\*その他の意見提出もありましたが、今回の改正案に直接関係のないものでしたのでご意見として承り、今後の参考とさせていただきます。

# パブリックコメント等募集結果

有機飼料の日本農林規格の一部改正案

## 1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要

(1) 募集期間 H28.10.27～H28.11.25

(2) 受付件数 なし

## 2. 事前意図公告によるコメント

(1) 募集期間 H28.9.29～H28.11.27

(2) 受付件数 なし

# パブリックコメント等募集結果

有機畜産物の日本農林規格の一部改正案

## 1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要

(1) 募集期間 H28.10.27～H28.11.25

(2) 受付件数 1件（企業1）

(3) 意見と考え方  
別紙のとおり

## 2. 事前意図公告によるコメント

(1) 募集期間 H28.9.29～H28.11.27

(2) 受付件数 なし



(別紙)

有機畜産物の日本農林規格の改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

ご意見の概要	件数	ご意見に対する考え方
別表8 更新頭数の条件		
別表8の更新頭数の条件において、乳用牛については「一事業年度当たり平均経産頭数の10%未満の頭数。ただし未経産のものに限る。」と記載されている。しかし、牛が妊娠するかどうかは自然のことであり、小規模の農家の場合、年単位のコントロールができないため、上記基準について、一事業年度当たりではなく、複数年（例えば3か年や5か年など）の平均経産頭数で計算することも可能としてほしい。	1	別表8の更新頭数の基準は、直近の過去五年の平均経産頭数を用いて計算することとなっています。